



® 平成 30 年 4 月 19 日 (木)

No. 14672 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆世界の知的財産法 第20回 インドネシア (1)

- ☆平成30年度「知財功労賞」について (9)
- ☆知的財産関連ニュース報道(中国版) (16)
- ☆特許庁人事異動 (18)
- ☆知財高裁開廷一覧 (24)

世界の知的財産法

第20回 インドネシア

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

インドネシア共和国(以下「インドネシア」という)は、東南アジア南部にあり、ジャワ島、スマトラ島、カリマンタン(ボルネオ)島、スラウェシ島等、大小17,000の島からなる世界最大の島嶼国家である。国土の面積は、日本の約5.5倍である。人口は約2億6,400万人であり(世界第4位)、比較的若い生産年齢人口が多いといわれている。気候は、高温多湿の

熱帯性気候に属する。首都はジャカルタ、公用語はインドネシア語、通貨はインドネシアルピアである。国民の約9割はイスラム教を信仰している。

1602年にオランダが東インド会社を設立して以降、短期間の英国による統治をはさんで、1942年に日本が占領するまで、オランダによる植民地支配が長期間続いた。

インドネシアには、原油、天然ガス、スズ等の鉱

SANKYO PATENT ATTORNEYS OFFICE

三協国際特許事務所

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル2階
TEL: 06-6233-1456(代表) FAX: 06-6233-1471(代表)
E-mail: sokei@sankyo-pat.gr.jp
URL: <http://www.sankyo-pat.gr.jp>

会長 小谷悦司 (機械・意匠・商標・不正競争)
弁理士 川村幹夫 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 村松敏郎 (機械)
弁理士 平並佐晴鉄 (電気・電子)
弁理士 佐田川藤津 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 西林千興 (機械)
弁理士 林渡高弘 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 貴成平介 (電気・電子)
弁理士 福井秀介 (電気・電子)
弁理士 荒井勉 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 上田知雄 (機械)
弁理士 吉永幸元 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 永元貴 (機械・電気・機械)

所長 小谷昌崇 (機械)
弁理士 月井伸介 (電気・電子)
弁理士 大櫻月伸 (電気・電子)
弁理士 玉串幸久 (機械)
弁理士 西脇浩治 (電気・電子)
弁理士 脇坂祐成 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 脇坂大福 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 佐山山本 (電気・電子)
弁理士 山治正 (化学・材料)
弁理士 山行武志 (化学・材料)
弁理士 山西平也 (機械・化学・材料)
弁理士 出井康博 (機械・化学・材料)
弁理士 井康博 (化学・材料・機械)

物資源が豊富にあり、近年、比較的高い経済成長率を維持している。

とくに1990年代以降、製造業を中心とする多くの日本企業が、インドネシア企業との貿易を行い、またインドネシアに対する投資を行ってきたことから、インドネシアは、日本企業にとって経済的な結び付きが強い国となった。豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するインドネシアは、急速な発展を続ける東南アジアの中心に位置する国として、今後、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。

このようなインドネシアの重要性に鑑みると、インドネシアの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、今回は、インドネシアの知的財産法の概要を紹介することとしたい。

II 知的財産法全般

1 概要

インドネシアの法制度は、日本等と同じく、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。

インドネシアの法制度は、歴史的にはオランダの法制度の影響を強く受けてきた（とくに、民法、商法、民事手続法の分野）が、近時は米国等の法制度の影響も受けるようになってきている。また、伝統的な慣習法やイスラム法の影響も色濃く残っている。

インドネシアの知的財産法制度は、主に、特許法、意匠法、商標・地理的表示法（以下「商標法」という）、著作権法、営業秘密法、半導体集積回路法、植物新品種保護法等により構成されている²。

1995年にWTOの原加盟国となったインドネシアは、TRIPS協定に加盟しているほか、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO設立条約、特許協力条約(PCT)、商標法条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書（以下「マドリッド・プロトコル」という）、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、実演家等保護条約、レコード保護条約、植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)等である。従来、インドネシアは、マドリッド・プロトコルには加盟していなかつ

たが、2017年10月2日、遂にマドリッド・プロトコルへの加盟を果たし、2018年1月2日よりマドリッド・プロトコル国際登録出願の指定国とすることが可能となった。

知的財産権に関連するインドネシアの政府機関のうち最も主要なものであるインドネシア法務人権省の知的財産権総局(Directorate General of Intellectual Property (DGIP))³は、主に特許、意匠及び商標の出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。DGIP内部には、特許・意匠局、商標・地理的表示局、著作権・工業意匠局、知的財産情報技術局、知的財産協力推進局、及び捜査・紛争解決局がある。

III 特許

1 概要

特許については、2016年8月26日に施行された「特許法」に規定されている。特許法の保護対象には、通常の特許のほかに、小特許の制度もある。特許法における通常の特許と小特許についての多くの規定は共通しているため、本稿では、まず通常の特許について概要を説明し、その後、小特許の特徴を紹介することとしたい⁴。

2 発明

特許法によると、「発明」とは、特定の課題を解決するための物の発明、方法の発明、物・方法の改良・開発に関する発明をいう。2016年改正特許法により、技術的效果を有し、有形・無形の問題を解決するコンピュータ・プログラムは、特許の対象に含まれるようになった。

発明に特許権が付与されるためには、①新規性、②進歩性、③産業上利用可能性が必要である。

3 特許を受ける権利の帰属

特許を受ける権利は、原則として、発明者に原始的に帰属する。職務発明の場合、及び発明者が使用者の資料・設備を利用した場合は、契約に別段の定めのない限り、特許を受ける権利は、使用者に帰属する。但し、発明者は、①当該発明から得ることができる経済的利益を考慮した相当の対価を受領する権利、及び②特許証に氏名を表示される権利を有する。